

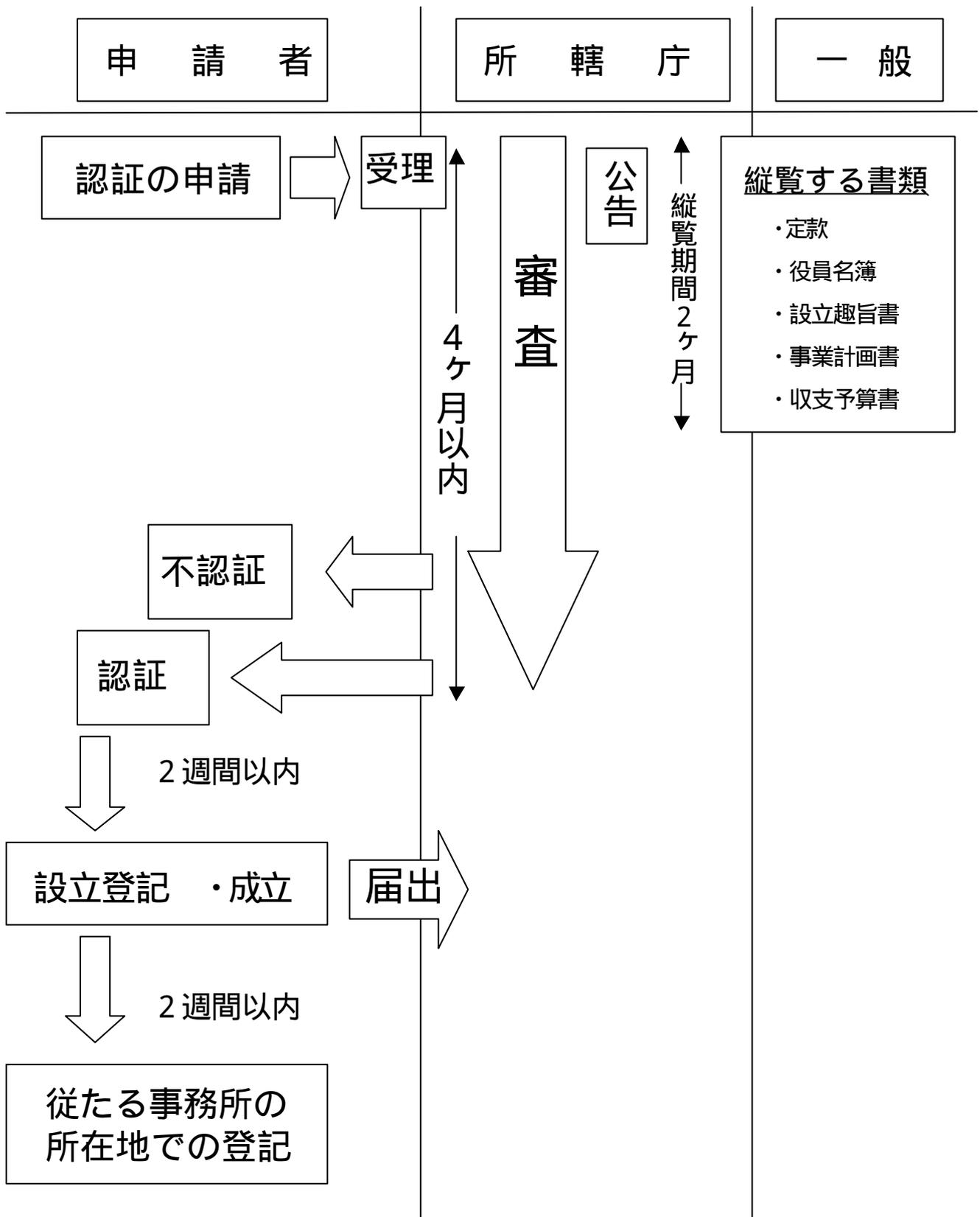
N P O 法人制度について

法人の名称	・ 特定非営利活動法人
法制定の目的	・ ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展の促進
特定非営利活動の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表に掲げる 1 2 の活動分野に限定 ・ 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的 (別表に列挙された分野) 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 二 社会教育の推進を図る活動 三 まちづくりの推進を図る活動 四 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 五 環境の保全を図る活動 六 災害救援活動 七 地域安全活動 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 九 国際協力の活動 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 十一 子どもの健全育成を図る活動 十二 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
特定非営利活動法人の定義及び要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動を行うことを主たる目的とする ・ 営利を目的としない ・ 次のいずれにも該当する団体 <ul style="list-style-type: none"> イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さない ロ 報酬を受ける役員が、役員総数の 3 分の 1 以下 ・ その行う活動が次のいずれにも該当する団体 <ul style="list-style-type: none"> イ 宗教活動を主たる目的としない ロ 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としない ハ 特定の候補者等又は政党の推薦・支持・反対を目的としない ・ 申請に係る法人が暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと ・ 10 人以上の社員を有する 等
所轄庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所が所在する都道府県の知事（自治事務） ・ 二以上の都道府県に事務所を設けるものは内閣総理大臣

設立	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄庁の認証を受けた後、登記をすることによって成立
事務処理期間	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄庁は申請受理後4月以内に認証又は不認証を決定（そのうち、受理後2月間縦覧） ・不認証の決定をしたときは、理由を付した書面によりその旨を通知
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係人は、法人の事務所において、事業報告書、役員名簿等の閲覧が可能 ・一般人は、所轄庁において、事業報告書、役員名簿等の閲覧が可能（内閣総理大臣が所轄する法人については、法人の事務所が所在する都道府県においても、条例の定めるところにより上記書類の閲覧が可能）
監督	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄庁による報告徴収、検査、改善命令、認証の取消し
税制上の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・人格なき社団並み（税法上の収益事業のみ課税、その他の事業は非課税） ・国税庁長官の認定を受けたNPO法人に寄附をした者について、所得税、法人税及び相続税の特例措置（平成13年10月1日）
見直し規定	<ul style="list-style-type: none"> ・施行から3年以内に見直し
施行日(政令)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年12月1日

衆議院内閣委員会附帯決議	<ul style="list-style-type: none"> ・信教、結社及び表現の自由が侵害されることがないように配意し、特定非営利活動法人の自主性を十分尊重するとともに、法律の趣旨、国会における議論を踏まえ、公正・透明な行政運営に努める ・税制等を含めた見直しは、法施行後二年以内に検討、結論を得る ・営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討 ・別表十二項目に関しては、広く運用するよう努める ・中央省庁の再編に際して、責任ある推進体制となるよう十分配慮
参議院労働・社会政策委員会附帯決議	<ul style="list-style-type: none"> ・信教、結社及び表現の自由に配意し、特定非営利活動の自主性を損なわぬよう努める ・税制等を含めた見直しは、法施行後二年以内に検討、結論を得る ・営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討 ・中央省庁の再編に際して、責任ある推進体制となるよう十分配慮

申請から法人成立までのフロー



申請時に提出する書類

提出書類	縦覧書類
申請書	
定款	
役員名簿	
就任承諾書	
役員の住所又は居所を証する書面	
宣誓書	
役員のうち報酬を受ける者の名簿	
社員のうち 10 人以上の者の名簿	
確認書	
設立趣旨書	
設立者名簿	
設立についての意思の決定を証する議事録	
設立当初の財産目録	
設立当初の事業年度を記載した書面（事業年度を設ける場合のみ）	
設立の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の事業計画書	
設立の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の収支予算書	

法人設立時に提出する書類

提出書類	閲覧書類
設立登記完了届出書	
定款	
登記簿謄本	
設立当初の財産目録	

毎年（毎事業年度）終了後に作成する書類

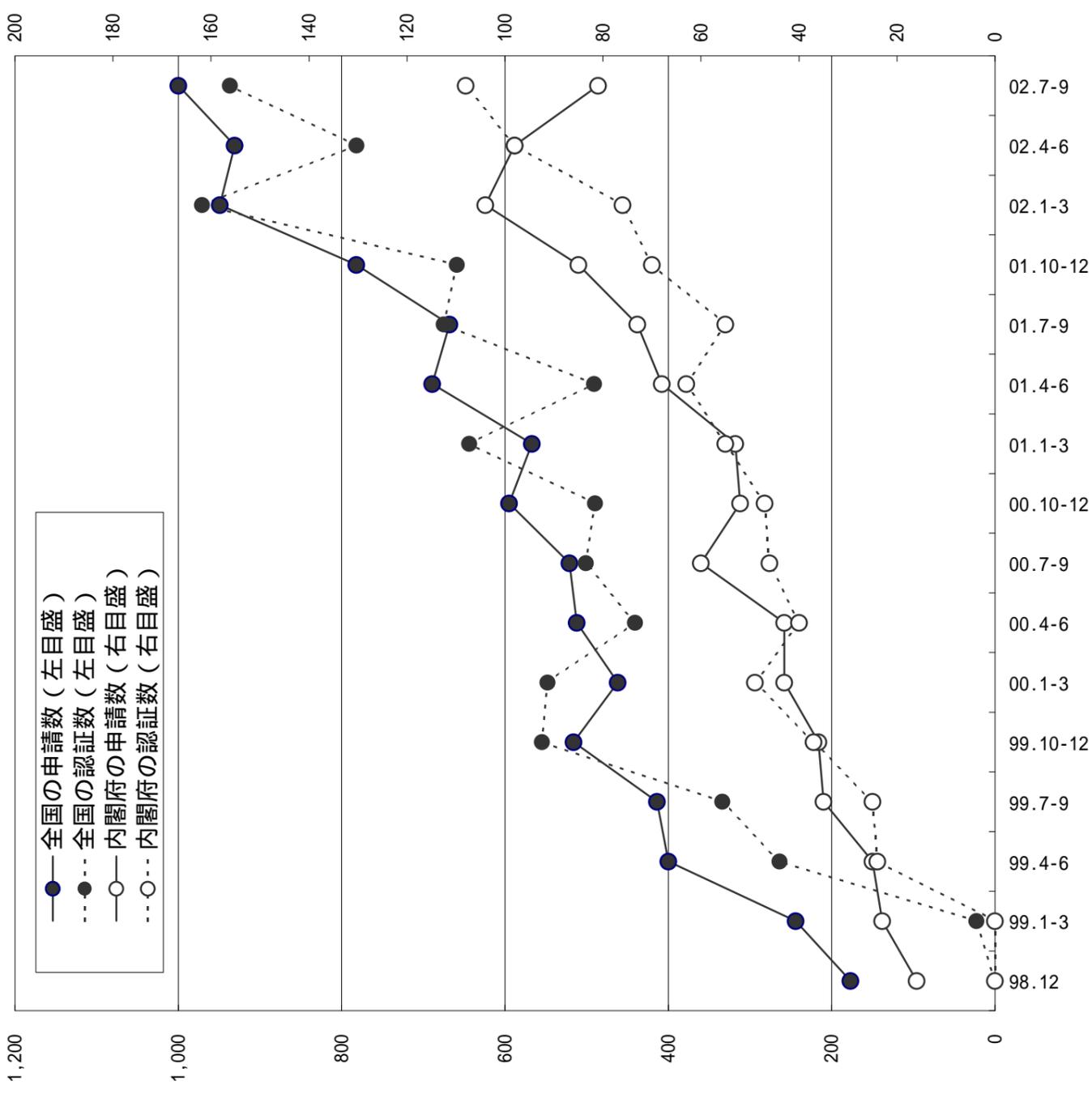
提出書類	閲覧書類
事業報告書	
財産目録	
貸借対照表	
収支計算書	
前年において役員であったことがある者全員の名簿及びそのうち前年において報酬を受けたことがある者全員の名簿	
社員のうち 10 人以上の者の名簿	

特定非営利活動法人の申請受理数、認証数等

<平成10年12月1日～平成14年10月31日>

所轄庁名	申請数 累計	認証数 累計	不認証数 累計	解散数 累計	所轄庁名	申請数 累計	認証数 累計	不認証数 累計	解散数 累計
北海道	384	344	0	1	京都府	271	244	0	1
青森県	45	44	0	0	大阪府	799	682	0	3
岩手県	79	75	0	0	兵庫県	320	255	2	4
宮城県	147	135	0	0	奈良県	63	56	0	2
秋田県	54	47	0	0	和歌山県	54	47	0	0
山形県	69	60	0	0	鳥取県	33	30	0	0
福島県	101	91	0	1	島根県	34	31	0	0
茨城県	118	111	0	0	岡山県	114	101	1	2
栃木県	123	116	0	1	広島県	143	127	0	2
群馬県	192	178	0	0	山口県	89	83	0	0
埼玉県	236	198	0	0	徳島県	38	36	0	0
千葉県	347	297	0	1	香川県	59	52	0	0
東京都	2,122	1,877	15	20	愛媛県	75	68	0	0
神奈川県	569	514	0	3	高知県	60	55	0	0
新潟県	114	102	0	2	福岡県	301	264	1	4
富山県	37	35	0	0	佐賀県	47	45	0	0
石川県	74	67	0	0	長崎県	71	66	0	0
福井県	68	60	0	0	熊本県	109	98	1	0
山梨県	57	51	0	0	大分県	72	65	1	0
長野県	163	141	0	2	宮崎県	53	48	0	0
岐阜県	101	86	0	0	鹿児島県	58	46	0	0
静岡県	240	215	0	2	沖縄県	85	78	0	0
愛知県	265	226	0	1					
三重県	167	138	0	3	都道府県計	8,897	7,855	21	56
滋賀県	77	70	0	1					
					内閣府	939	824	16	5
					合計	9,836	8,679	37	61

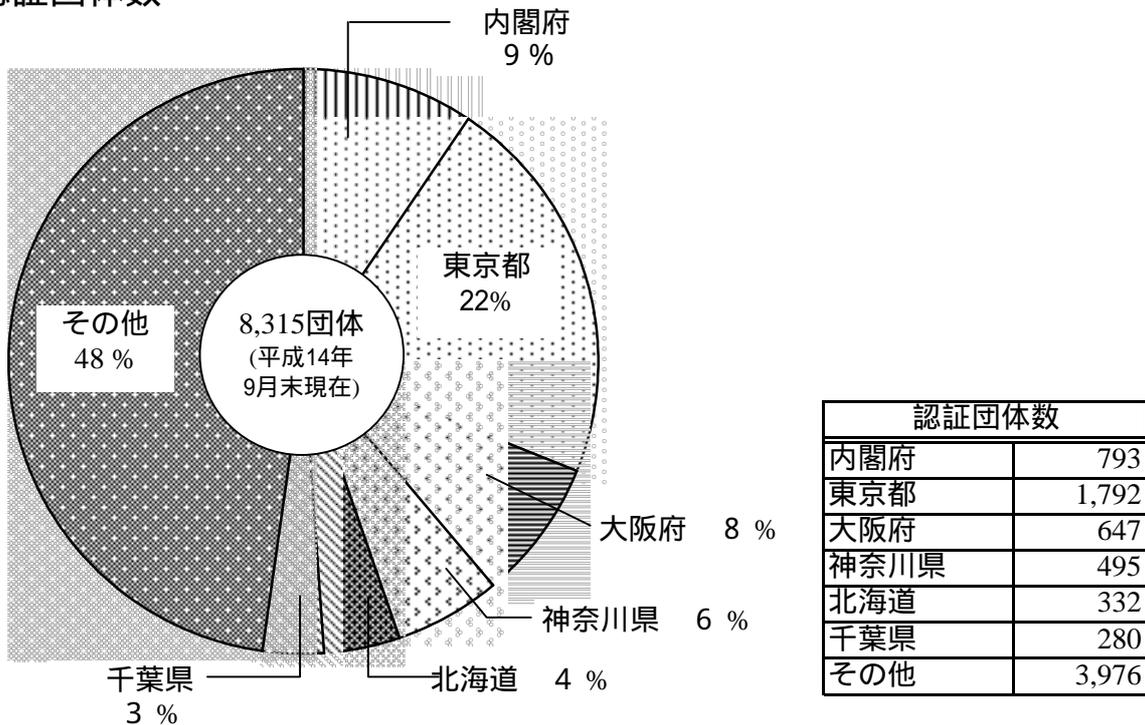
四半期ごとの特定非営利活動法人申請数及び認証数



(注) 定款変更による所轄庁の変更があった場合は、申請数・認証数ともに新たな所轄庁の欄へ移動させています。
また、解散の場合には申請数・認証数ともに減算しています。

認証団体数の実態 (平成 14年9月末現在)

(1) 認証団体数



(2) 分野別認証団体数 (複数回答)

